

監査委員告示第 10 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成26年2月26日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 大 沼 久

記

1 監査の範囲 平成25年度(平成25年4月～平成25年12月)の一般会計及び介護保険特別会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
平成26年2月26日(水)	子育て支援課 福祉生活あんしん課 農林課

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められる。

子育て支援課については、工事目的物引渡書の提出月日、見積書の提出、福祉生活あんしん課については、見積書の提出月日、起案文書の整理、また、農林課については、古代の丘使用申請の事務処理について留意を求めた。